

松江市長
松浦正敬様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会
代表世話人 北川 泉

要 請 書

島根原発3号機の適合性審査申請に関して、貴職は議会、また原子力発電所環境安全対策協議会などの意見を聴取されたものの、中国電力の説明を何ら検証することなく了解されました。多くの住民が、これ以上の原発稼働に否定的である中、おざなりな説明しか行われておらず、市民の理解も得られていません。

その中国電力島根原発3号機の適合性審査申請については、中国電力の申請内容（地震、津波、火山など）が、5年前に行われた島根原発2号機の「当初申請の通り」とのみ記載されていたり、根拠となる解析結果が示されないままであるなど、審査を行うことが不可能な内容であると原子力規制委員会に指摘され、「塩漬け」になっているといわれています。本来なら、原子力規制委員会から申請却下となるべき事態でした。更に2号機審査申請文書についても、規制委員会は「要求したレベルに達していない」として受理しなかったとのこと。

この行為は、関係自治体や住民軽視と軌を一にした重大な欺瞞と言わざるをえません。

さらに、島根原発3号機稼働の社会的必要性（電力需給）、実効性ある避難計画の確立、3号機の安全性の確保、また周辺30キロ圏内各自治体が中国電力に対して強く求めている、「事前了解権」を認める立地自治体並みの安全協定締結問題などの重要な課題が未解決のままです。

7月5日付公開質問に対する貴職の回答に関する再質問も含めて、上記の問題について下記の通り要請いたします。文書によるご回答をいただくとともに、面談による意見交換をさせていただきたく要請します。

記

1、7月5日付公開質問における「3号機の新規増設の社会的必要性・妥当性及び企業の必要性・妥当性は詳細かつ十分に検討されたか」との質問に対して、貴職は「電力の多くを火力に頼っている現状は、二酸化炭素の排出量の増加やエネルギー自給率の低下などの問題を伴う」「再生可能エネルギーは安定供給が難しく、今すぐに再生可能エネルギーのみですべての電気を賄うことは困難である」と答えています。そこで、次のことをお聞きします。

なお、当会は「今すぐに再生可能エネルギーのみですべての電気を賄う」ことは提起しておらず、計画を策定し省エネルギーと再生可能エネルギーの拡大を提起してきたところです。

(1) 世界は「脱化石燃料」のみならず、原子力からも脱却を図る方向で大きく変化しようとしています。台湾では「脱原発法」が可決され、中国では2050年目標として再生可能エネルギーの割合を80%にしています。また、アメリカでは、再生可能エネルギーの割合をハワイ州で2045年までに100%、バーモント州で2032年までに75%、カリフォルニア州で2030年までに50%とする法案が2015年に成立しています。このような世界の流れを把握されているか伺いたい。

(2) ドイツでは、2015年8月23日に再生可能エネルギーが電力消費の84%をカバーするなど、再生可能エネルギーによる電力供給は順調に拡大しています。ドイツ連邦ネットワーク庁(BNetzA)は、「エネルギー転換と増加する分散型発電が、電力供給の質に与える決定的な影響は、未だに確認できない」という見解を示しています。このようなドイツの実態を把握されているか伺いたい。

(3) 上記のような世界における再生可能エネルギーによる電力供給状況の把握、及び日本における可能性について、また、中国地方における電力需給の推移も含めた再生可能エネルギーの可能性について、国や電力会社からの情報だけではなく、様々な情報の収集及び検証をどのように行ってきたのか、説明されたい。

2、7月5日付の「原子力規制委員会の審査は安全性の審査であると認識されているのか」との質問に対して、「田中元原子力規制委員長の『絶対的安全性は保障しない』旨の発言は、『絶対的安全を求めると、事故は起こらないと言う安全神話に陥るといふことの反省から、常に安全を迫及する姿勢を貫くためだ』との趣旨であること、審査は運転に当たり求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認するもの」との答えでした。貴職は、そのレベルの安全性を確認してもらいたいとのことでした。

この「運転に当たり求めてきたレベルの安全性」とは、最低限、福島のような事故は起こしてはならないというレベルと考えます。新規制基準は、そのための様々な安全対策を電力事業者に求めてきたことは事実です。

しかし、運転中の原子力発電所の安全装置がすべて同時に故障した場合には、深刻な事故が生じます。その重大事故が、わずかな確率であれ、一旦発生すれば、その影響は甚大なものがあり、回復不能な影響が生じることは、福島原発事故がもたらした人々への健康や暮らし全般にわたる深刻な影響を顧みれば明らかです。

一方、田中俊一規制委員会委員長は、平成26年7月16日の記者会見において、「一般論として、技術ですから、これで人事で全部尽くしていますよと、対策も尽くしていますよということはい切れませんよということですよ。」と、発言しています。

ドイツにおいては、人間の認識能力の限界を超え、それ以上は排除することができないような危険性以外については最高度の危険排除とリスク予防を行わなければならないとされていましたが、福島原発事故後、このような残余リスクすら認めてはいけないとされ、脱原発に舵を切ることになりました。

田中規制委員長の発言は「残余リスク」を評価しないのはもちろんのこと、「リスク」についても十分に評価しきっていないということになります。規制委員会委員長自ら、新規制基準又はその適合性審査の不十分さを表明していると言えます。この審査の実態は、福島原発事故のような重大な事故が起こらないようにするという「絶対的安全性に準ずる程度の極めて高度な安全性」があるとは言えないと考えるべきです。貴職の見解を伺う。

3、貴職は周辺自治体が強く求めている「事前了解権」のある安全協定締結に関して、「松江市内はPAZを抱え、危険性は周辺自治体よりも高い」「立地自治体と同じ安全協定の締結は、避難の際に周辺自治体から『我先に』逃げる住民が多くなり、松江市民の安全が守られない」旨を島根原発・エネルギー問題県民連絡会への回答及びえねみら・とっとり等の質問に答えられました。

しかし、私たちが面談した鳥取県を含む周辺自治体すべては、PAZからの段階的避難を前提

とする計画を持ち、積極的に協力体制をとっています。現段階で、多くの住民が原発事故の危険性を承知しているため、「直ちに避難」を選択する可能性を否定することはできません。これは、避難計画の実効性の課題とすべきです。

従って、協定の内容とは根本的に無関係であり、松江市として周辺自治体が同様の「事前了解権」を持つ安全協定を締結するよう中国電力に働きかけること。

4、島根原発3号機を稼働させるための手続き開始は、市民の生活に対する重大な影響を与える問題です。原子力規制委員会が指摘するような不備がある適合性審査申請書の内容を、中国電力から事前に説明を受け、承知の上で了承されたことについては、市民に対して説明責任を果たすべきと考えます。松江市として住民説明会を開催し、中国電力に詳細な説明をさせるとともに、松江市も申請書の不備を承知しながらなぜ了承したのか、説明すること。

5、上記2の問題を招いたのは、申請内容のチェックをする体制がないことに一因があります。申請内容の検証はもとより、原発稼働の安全性を含め、自治体独自に市民の命と安全を守る役割をもった専門家などによる検証できる組織を島根県と共同で設置すること。

6、福島原発事故を踏まえた、原発に頼らない地域活性化策の立案が松江市としての責務であると考えますが、原発に頼らない地域活性化策について示すこと。